



「食の安全・市民ホットライン」

代表 神山美智子 様

健康食品販売事業者への指導・監督及び健康食品の宣伝・広告の規制強化に関する要請書について

2010年12月14日及び同18日付けで頂いた食品安全委員会委員長あての要請書について回答いたします。

景品表示法は消費者庁が、薬事法は厚生労働省が所管しており、同法に違反した事業者に対する指導等については、それぞれ消費者庁及び厚生労働省が対応することとなります。また、健康食品の表示のあり方については、消費者委員会及び消費者庁で検討されていると聞いています。

食品安全委員会としては、必要に応じて各省庁に科学的知見等の情報を提供するとともに、食品の安全性に関する国民の皆様への情報提供や意見交換に当たっては、関係省庁とも連携して取り組んでまいります。

平成23年1月7日

食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官

新本 英二